

令和 8 年度予算編成方針

【本市を取り巻く状況】

国においては、今後の政権運営や政策に変化も考えられますが、6月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、地方創生の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施等、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしています。

また、地方行財政については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保し、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するほか、計画策定の効率化やデジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化等を進め、地方分権改革に取り組むとしています。

本市の財政においては、一般会計は4年連続で過去最大の規模で推移しており、令和8年度以降も、物価高騰の影響、人件費や扶助費の義務的経費の増加に加え、魅力ある公園づくり、道路整備、JR刈谷駅改善など将来を見据えたまちづくりに必要な大型事業の推進に多額の財政需要が見込まれます。また、学校給食費の無償化に対する財源措置の在り方などによっては、さらなる歳出の増加が懸念されます。

歳入においても、近年、給与所得の増加や企業業績の好調により市税収入は堅調に推移していましたが、現状においてはアメリカの関税措置や為替相場など、社会経済情勢の先行きが不透明な状況であり、税収に大きな影響が出る可能性があることに留意する必要があります。

したがって、こうした厳しい財政状況にあっては、職員一人ひとりが我が事として現状を認識した上で、事業の効果検証の徹底や見直し等を積極的に行うほか、デジタル技術の活用など新たな発想や創意工夫により、限られた財源をより一層効果の高いものに配分し、引き続き「元気・笑顔・希望のまちづくり」を積極的に推進していくものとします。

【予算編成に当たっての留意事項】

第1 基本事項

- 1 本市の行政運営を進めるための指針となる第8次刈谷市総合計画における施策目標の達成・実現に取り組むこと。

- 2 「にぎわいと出かけやすさの向上」、「教育と子育てしやすさの向上」、「健康と暮らしやすさの向上」の実現に取り組むこと。
- 3 本市の厳しい財政状況により、計画等に位置付けされた事業であっても、内容変更や実施時期の先送りも視野に入れなければならないことから、限られた財源の重点的かつ効率的な活用を図るに当たっては、経常事業、臨時・投資事業及び実施計画事業の全事業の緊急性、必要性、後年度におけるランニングコスト等の検討を徹底し、財源を投入すべき事業の取捨選択を行うこと。
- 4 行政評価委員会による評価や事務事業評価等により決算や事業効果の分析・検証を行い、予算要求時に反映させること。具体的には、執行残額や必要数量等の検証だけでなく、当初の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業並びに費用対効果及び緊急性の低い事業については、過去の慣例等にとらわれることなく見直しや廃止、あるいは類似事業との統合を図ること。
- 5 他自治体の政策事例について、積極的な情報収集と調査研究を行い、本市の実情に適した市民サービスの充実を図ること。
- 6 建設事業については、実用性・機能性・維持管理の容易性・整備水準（デラックス化の抑制）等に配慮し、工事の計画・設計等を精査するとともに、工事発注の効率化等により工事コストの縮減を図ること。また、施設建設にあつては、公共施設等総合管理計画の趣旨に則り、建設費や管理運営費の抑制を図ること。
- 7 他部署との横断的な連携や情報共有を図ることで、限られた予算の有効活用及び相乗的な成果の創出に努めること。
- 8 国によるシステム標準化のスケジュールに影響を受けるシステム改修等については、情報政策課や関係課と綿密に連携を図り、適切な予算要求を行うこと。
- 9 本市の財政状況を踏まえ、令和8年度当初予算は、いわゆる「15か月予算」の考え方のもと、令和7年度補正予算と一体として編成することから、工期の平準化、緊急性の高い事業の前倒し等を検討し、要求すること。

第2 歳入に関すること

- 1 全事業の特定財源を見直し、制度上見込み得る財源は、少額であっても計上すること。
- 2 国県補助事業については、国や県の予算編成や補助制度の動向に細心の注意を

払うとともに、関係機関や他部署からの積極的な情報収集に努め、事業の採択見通しを立てた上で、適切な予算見積を行い、補助金等を確保すること。また、補助金未活用の既存事業についても、改めて補助制度の内容に変更等がないか確認し、対応漏れの無いように要求すること。

- 3 上記2にかかわらず、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、後年度、結果として一般財源の負担が増加しないよう留意すること。
- 4 既定の概念にとらわれず、企業版ふるさと納税のほか、PFI等の官民連携など新たな手法による民間資金の積極的な活用や定住促進など将来を見据えた市税収入の増加に繋がる施策の検討を行うこと。また、特定目的基金について、次年度以後の事業計画を踏まえつつ、積極的に活用し、一般財源の抑制を図ること。

第3 歳出に関すること

- 1 業者の提示金額や定価（カタログ価格）で安易に要求するのではなく、過去の入札価格を十分調査する等、精査した上で要求すること。
- 2 kintone や ChatGPT 等のデジタル技術を積極的に活用するほか、他自治体のデジタル化による業務改善事例等も参考にしながら、事務の効率化と経費の削減を図ること。
- 3 建物やインフラ施設については、施設の状況を的確に把握し、改修内容及び費用等について十分精査し、緊急性が高い事案については、当初予算ではなく必ず補正予算等で前倒して対応すること。
- 4 施設等の維持補修や備品の更新については、年度間の費用を平準化するため、計画的に行うこと。
- 5 歳入見込みに対して大幅に上回る歳出が要求されることが想定されるため、財政部局との調整に備え、必ず事業実施の優先順位を整理しておくこと。
- 6 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）に規定する条項に該当する見込みである予算要求にあつては、担当課において予算要求の段階から議決に向けた事務手続及びスケジュールを確認しておくこと。
- 7 全ての経費について決算額等を踏まえ、ゼロベースで精査すること。原則として、過去3カ年実績の上限を超える経費の要求はしないこと。物価高騰などによ

り実績額以上に要求する場合は、当該事業又は所管課の他事業における歳出の見直しを行い、事業費合計が実績を超えないこと。

- 8 啓発品や記念品については、今年度の査定額と同額以下で要求すること。
- 9 人件費もコストであることを再認識し、事務事業の見直しや整理を行い、適切な時間外勤務時間数や人員配置（会計年度任用職員を含む）を検証し、経費の抑制に努めること。
- 10 負担金、補助金及び交付金については、支出の目的や事業効果等を精査し、見直しを検討した上で予算要求すること。
- 11 例年、変動がないことが多い経費（公課費や出席負担金等）についても、必ず最新の情報を確認し、適正な金額を要求すること。
- 12 事業実施に係る課題・成果目標・ランニングコスト・費用対効果・事業完了年度等を明示するとともに、財源確保と合わせて要求すること。また、将来の財政負担の増加を抑える方策やスクラップ＆ビルドによる既存事業の削減を検討した上で要求すること。